

平成25年度 町・道民税申告受付日程表

月日（曜日）	地区	会場	受付時間
2月13日（水）	茂草	茂草町内会館	9:30～15:30
2月14日（木）	静浦	静浦町内会館	9:30～15:30
2月15日（金）	赤神	小島地区基幹集落センター	9:30～15:30
2月18日（月）	清部	清部生活改善センター	9:30～15:30
2月19日（火）	原口	原口老人憩の家	9:30～15:30
2月20日（水）	江良1区	パートナーシップランド	9:30～15:30
2月21日（木）	江良2区		9:30～15:30
2月22日（金）	館浜	館浜生活改善センター	9:30～15:30
2月26日（火）	荒谷	荒谷寿の家	9:00～12:00
	上川	上川生活改善センター	13:00～16:00
2月27日（水）	月島	月島福祉の家	9:00～12:00
	博多	博多町内会館	13:00～16:00
2月28日（木）	松城・唐津	ふれあい交流センター	9:00～12:00
	札前	札前生活改善センター	13:00～16:00
3月1日（金）	白神	白神寿の家	9:30～15:30
3月4日（月）	大沢	大沢老人憩の家	9:30～15:30
3月5日（火）	朝日	朝日寿の家	9:30～15:30
3月6日（水）	大磯	大磯町内会館	9:30～15:30
3月7日（木）	小島地区	小島地区基幹集落センター	9:30～15:30
3月8日（金）	大島地区	パートナーシップランド	9:30～15:30
3月11日（月）	弁天・建石	漁民センター	9:30～15:30
3月12日（火）	豊岡	町民総合センター	9:30～15:30
3月13日（水）	福山・全町		
3月14日（木）	全町		
3月15日（金）	全町		

申告は、税金を算出するうえの大切な資料となります。忘れずに申告するようにしましょう。各地区での受付は、日程表のとおりです。

住民税（町・道民税）の 申告を忘れなく！

2月13日～
3月15日

申告に必要なもの

申告する方は、次の書類などを忘れずに持参してください。

- 印鑑（口座に使用しているもの）
- 口座番号のわかるもの
- 平成24年中の収入がわかる伝票、源泉徴収票、領収書、賃金精算書、収支決算の帳簿など
- 国民健康保険証、その他社会保険料などの支払額が確認できるもの
- 医療費控除を受けられる方については、病院・薬局に支払った領収証。

なお、医療費の明細を記入する用紙を役場及び各支所の窓口に備えていますので、ご記入のうえ、持参してください。

- 生命保険料・地震保険料払込証明書、社会保険料（国民年金保険料）控除証明書など

※確定申告書の用紙が税務署より送付された方については、受付会場に持参願います。

申告の必要のない方

次のような方は、住民税の申告はいりません。

■平成24年中の所得が給与だけの方で、ほかに収入がなく年末調整をしている方。

■税務署で所得税を申告、あるいは申告予定の方。

申告をしない場合

申告によつて、専従者、扶養者、社会保険料、生命保険料など各種の控除がありますが、申告をしない場合は、これらの特典もなく、逆に「不申告に関する過料」を課せられる場合もありますので注意してください。

所得税還付金の口座振込みの利用を

所得税還付金の受取りを金融機関（銀行、信金、郵便局など）にすることができ、ぜひご利用ください。

償却資産の申告相談も

償却資産（営業、農・漁業経営に使用している機械、器具、備品や船舶など）の申告は、1月31日までに申告することになっていきます。町では、該当するような方に申告書を送付していますが、まだ申告していない方は、当日申告相談を受けますので、必ず申告してください。

申告しない場合は、経費として差し引かれない場合もありますのでご注意ください。

振替納税制度の利用を

申告において所得税を納税することになる方については、振替納税制度を利用されると便利です。現金で納付する場合は、3月15日の納期限までに金融機関の窓口で納付しなければならぬものが、口座から納付でき、納期限も延長され4月22日までとなります。

寄附金控除

東日本大震災で被災された個人や自治体の救済を目的として募金活動を行う団体に対して行われた寄附金（義援金）については、寄附金控除を受けることができます。

控除を受ける場合、寄附をされた募金団体が発行した領収書などが必要となりますので申告時に持参してください。

※適用下限額については、所得税・住民税ともに2千円となっています。

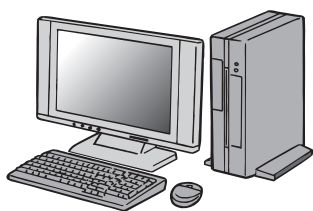
さあ！ネットで申告 e・Tax

e・Taxは、インターネットに接続しているパソコンがあれば、税務署に出掛けることなく、国税に関する各種手続きを自宅などから行うことができます。

- ① 国税庁ホームページから電子申告
- ② 所得税の確定申告を行うと所得税額から最高3千円の税額控除（過去にこの控除を受けた方は、受けられません）
- ③ 添付書類の提出省略
- ④ 還付金がスピーディー
- ⑤ 24時間いつでも利用可能

※手続きなどの詳しい内容は、e・Taxホームページをご覧ください

<http://www.e-tax.nta.go.jp>



集合主税出張収納所開設日程

— お気軽にご利用ください —

地区	月日	時間	場所
石天 建弁	2月25日(月)	13:00~15:00	漁民センター

口座振替の利用を！

納め忘れなどを無くするために、口座振替の利用をお勧めします。利用される方は、預貯金通帳と印鑑及び納付書を持参のうえ、町内の金融機関または郵便局へ申し込みください。

◆お問い合わせ先

▽函館税務署 個人課税第一部門

☎0138-31-3741

▽役場 税務課

☎42-2275